

ノルウェー、ロンドン・アグリーメントへの対応及び
英語による特許取得を可能とする制度改正を施行

2015年1月7日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ノルウェー産業財産庁は、昨年12月30日、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階(以下、これらを併せて「国内特許出願」という。)についても、英語での特許取得手続を可能とする制度改正が本年1月1日に施行される旨、同庁のウェブサイトにてプレスリリースした。

本プレスリリースによると、この制度改正に伴い、ロンドン・アグリーメントへの対応の結果、欧州特許が英語で付与された場合についてはクレーム(特許請求の範囲)のみをノルウェー語訳すれば足りることとなり、フランス語又はドイツ語で付与された場合には、クレームのノルウェー語訳に加えて明細書のノルウェー語訳又は英訳を提出すればよいこととなる。

また、国内特許出願については、英語にて手続がなされた場合には、特許付与の前にクレームのノルウェー語訳を提出すれば足りることとなる。ただし、出願時に使用された言語はその後の出願手続の過程で変更することができず、英語にて出願がなされた場合には、英語で特許が付与されることとなる。なお、英語でなされた特許出願に係る暫定的保護を得るためには、クレームをノルウェー語に翻訳しなければならない。

ノルウェー産業財産庁との手続においては、ノルウェー語が依然として公式言語であるが、英語で特許出願がなされた場合であって出願人が英語での手続を望むときは、手続言語は英語となる。また、ノルウェー語で特許出願がなされた場合であっても出願人が英語での手続を望むときは、見解書及び調査報告書は英語で記載されることとなる。

ノルウェー政府は、昨年4月、この制度改正に係る法案を議会に提出した旨をプレスリリースしていた。

— ノルウェー産業財産庁のプレスリリース(英語)は、以下参照 —

[Patent: Changes in language requirements](#)

— ノルウェー産業財産庁のウェブサイトに掲載された本制度改正の概要説明(英語)は、以下参照 —

[Reduced translation requirements of European patents from 1 January 2015](#)

— 本制度改正に係る法案のノルウェー議会への提出に関する欧州知的財産ニュースは、
以下参照—

[ノルウェー政府、ロンドン・アグリーメントへの加入、英語による特許取得を可能とする
法案を議会に提出（2014年4月24日）（PDF）](#)

(以上)